



令和8年2月3日
住宅局建築指導課

指定確認検査機関等の処分について

令和8年2月3日付けで、国土交通大臣から国土交通大臣指定の指定確認検査機関に対し、建築基準法（以下「法」という。）第77条の30第1項に基づく監督命令を行いました。

また、令和8年2月2日付けで、関東地方整備局長及び中部地方整備局長から当該指定確認検査機関の処分に関する建築基準適合判定資格者（確認検査員）に対し、法第77条の63第2項に基づく業務禁止の処分を行っていますので、併せてお知らせいたします。

詳細は別紙をご覧下さい。

※指定確認検査機関

法の規定に基づき、確認検査の業務を実施する者として、国土交通大臣（業務実施区域が一の地方整備局管内である場合は当該地方整備局長）又は都道府県知事（業務実施区域が一の都道府県の区域である場合）が指定した者。

（問合せ先）

住宅局 建築指導課 建築安全調査室

電話：03-5253-8111

1. 株式会社 J 建築検査センター（国土交通大臣指定第 28 号）

【処分内容】

監督命令：確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和 8 年 2 月 25 日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

埼玉県内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）の規定による改正前の建築基準法第 20 条第 1 項第二号に基づく建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 36 条第 2 項第三号の規定に適合しない（令第 81 条第 2 項第二号イに掲げる構造計算によって安全性を確かめる場合、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 6 年政令第 172 号）の規定による改正前の建築基準法施行令第 67 条第 1 項の規定により、構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、接合される鋼材が炭素鋼であるときは高力ボルト接合、溶接接合若しくはリベット接合又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法によらなければならないにもかかわらず、これに適合しない。）ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 安西 克巳（登録番号：第 3002283 号）

処分権者 関東地方整備局長

処分内容 業務禁止 1 月（令和 8 年 2 月 24 日から令和 8 年 3 月 23 日まで）

資格者名 矢崎 聖一（登録番号：第 3000920 号）

処分権者 関東地方整備局長

処分内容 業務禁止 1 月（令和 8 年 2 月 24 日から令和 8 年 3 月 23 日まで）

2. 株式会社西日本住宅評価センター（国土交通大臣指定第 7 号）

【処分内容】

監督命令：確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該

行為が発生した原因を分析した上で、同様の不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和8年2月25日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

三重県内1件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項に基づく消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条第1項第四号の規定に適合しない（延べ面積が500平方メートル以上の消防法施行令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物には、自動火災報知設備を設置しなければならないにもかかわらず、これに適合しない。）ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 松本 健太郎（登録番号：第5000836号）

処分権者 中部地方整備局長

処分内容 業務禁止10日（令和8年2月24日から令和8年3月5日まで）

3. 日本ERI株式会社（国土交通大臣指定第5号）

【処分内容】

監督命令：確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の事案を再発させないよう、業務実施マニュアルの改善、業務実施体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和8年2月25日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

令和5年6月から令和7年5月の間に行なった147件の確認について、法第93条第5項の規定により、指定確認検査機関は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物に該当する建築物に関して、法第6条の2第1項の規定による確認の申請を受けた場合等においては、遅滞なく、これを当該申請等に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する保健所長に通知しなければならないにもかかわらず、当該通知を遅滞なく行わなかった。